

宮崎県大規模小売店舗立地審議会次第

日 時 令和5年6月5日（月）
午後1時30分から審議終了まで
場 所 県庁7号館735号室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- (1) 審議事項 ドラッグコスモス城ヶ崎店の新設に係る届出について
- (2) 審議事項 (仮称)ダイレックス日南店の新設に係る届出について
- (3) 審議事項 ドラッグコスモス桜園店の新設に係る届出について

4 その他

5 閉 会

令和5年度 第1回 宮崎県大規模小売店舗立地審議会

日 時 令和5年6月5日(月)
午後1時20分から午後2時20分まで

出 席 甲斐委員、嶋本委員、田中委員
高橋委員、相馬委員

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) ドラッグコスモス城ヶ崎店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明(事務局)
- ② 地元説明会の状況(事務局)
- ③ 宮崎市からの意見説明(事務局)
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告(事務局)
- ⑤ 質疑及び審議

甲斐会長 事務局から説明があつたが、何か意見、質問等はないか。

嶋本委員 騒音に関して、当初より基準値をクリアしている理由としては、閉店時刻が22時ではなく21時45分としているからか。

事務局 来客の駐車場利用時間が22時までとなっており、夜間の時間帯に利用ができないことになっているため、夜間に車の騒音が発生する可能性がないという届出となっている。

嶋本委員 他のドラッグコスモスも、閉店時刻は21時45分に設定しているのか。

事務局 店舗によっては22時まで営業して、夜間の時間帯に駐車場の利用時間帯が一部重なる店舗もある。

嶋本委員 他の店舗も、このような対策をすると夜間の時間帯に入らなくて良いですね。

甲斐会長 他に何か意見、質問等はないか。

意見がないようなので、審議会の意見(案)を事務局でまとめてほしい。

事務局 「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。

甲斐会長 それでは、事務局から説明があつたとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。

(異議なし。)

それでは、そのように知事に答申することとする。
ありがとうございました。

(2) (仮称)ダイレックス日南店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明 (事務局)
- ② 地元説明会の状況 (事務局)
- ③ 日南市及び住民からの意見説明 (事務局)
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告 (事務局)
- ⑤ 質疑及び審議

甲斐会長	事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。
相馬委員	メッシュフェンスから目隠しフェンスへ変更されるのはどこからどこまでか。
事務局	荷さばき施設の前にある従業員用駐車場の後ろ側に設置するのと、敷地境界線の荷さばき施設付近について、目隠しフェンスに変更する。住民意見に基づき、荷さばき施設付近を重点的に配慮している。
嶋本委員	住民意見に対しての回答はするのか。
事務局	県意見としての通知は、法律上の定めがないため行わない。
甲斐会長	住民説明会というものは、誰が主催する会議なのか。
事務局	設置者が開催することとなっているので、本件ではダイレックスが開催している。新聞折込等で周辺住民へ周知し、参加者に対して店舗新設についての説明をしている。
甲斐会長	県は傍聴に行っているか。
事務局	傍聴には行っていないが、実施状況報告書を設置者からもらっている。
甲斐会長	住民意見は、住民説明会で、住民が設置者に対して直接要求した内容ということか。
事務局	説明会の段階では住民意見としての具体的内容にはなっていない。説明会の場で一通り質疑応答を行い、それを踏まえて、県に対して、正式に住民意見を提出している。
甲斐会長	他に何か意見、質問等はないか。
事務局	意見がないようなので、審議会の意見(案)を事務局でまとめてほしい。
甲斐会長	「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。
事務局	それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。
甲斐会長	(異議なし。)
	それでは、そのように知事に答申することとする。 ありがとうございました。

(3) ドラッグコスモス桜園店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明（事務局）
- ② 地元説明会の状況（事務局）
- ③ 延岡市からの意見説明（事務局）
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告（事務局）
- ⑤ 質疑及び審議

甲斐会長	事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。
嶋本委員	c 方向には遮音フェンスが設置されるようだが、a 方向には設置されないのか。 騒音予測ではc 方向だけでなく a 方向も超過しているが、対策しなくて良いのか。
事務局	騒音予測で基準値を超えているが、遮音フェンスの設置理由としては、荷さばき施設の近隣にC 地点の住居があるため、荷さばき施設の騒音対策として建てられるもの。 A 地点については、出入口付近で10km/h走行される前提で検討している。
甲斐会長	A 地点は住居ではなく歯医者ではないか。隣に内科もあったと思うが。
事務局	A 地点は歯科兼住居ということで、地点設定している。設置者からは、内科については閉院したと聞いている。
甲斐会長	近くに別のコスモスがあったように思うが、それが移転するのか。
事務局	商圈を狭めており、近隣に新設する場合も多い。今回も移転とは聞いていない。
甲斐会長	他に何か意見、質問等はないか。 意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。 「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。 それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。 (異議なし。) それでは、そのように知事に答申することとする。 ありがとうございました。

4 その他

5 閉会